



2023年6月29日

各 位

会社名 株式会社 上 組
代表者名 代表取締役社長 深井義博
(コード番号: 9364、東証プライム)
問合せ先 総務部長 岩下 隆志
(TEL. 078-271-5110)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年7月28日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 5,685株
(3) 処 分 価 額	1株につき3,324円
(4) 処 分 総 額	18,896,940円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	取締役（社外取締役を除く） 5名 4,873株 委任型執行役員（取締役兼務者を除く） 2名 812株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

(1) 取締役

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「取締役株式報酬制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会において、取締役株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、取締役株式報酬制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【取締役株式報酬制度の概要等】

対象取締役は、取締役株式報酬制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、取締役株式報酬制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年12,000株以内とし、その1株当たりの払込金

額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、取締役株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、取締役株式報酬制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計16,197,852円、普通株式4,873株を付与することといたしました。また、取締役株式報酬制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を30年としております。

本自己株式処分においては、取締役株式報酬制度に基づき、割当予定先である対象取締役5名が当社に対する上記金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「割当株式①」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

(2) 委任型執行役員

当社は、2023年3月14日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社執行役員の地位にある者（取締役兼務者を除く。以下、「対象執行役員」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「執行役員株式報酬制度」といい、「取締役株式報酬制度」とあわせて「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、執行役員株式報酬制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【執行役員株式報酬制度の概要等】

対象執行役員は、執行役員株式報酬制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、執行役員株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象執行役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、執行役員株式報酬制度の目的、当社の業況、各対象執行役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計2,699,088円、普通株式812株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象執行役員2名が当社に対する上記金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「割当株式②」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象執行役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

【取締役】

(1) 譲渡制限期間 2023年7月28日～2053年7月27日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件とし、かつ、第85期の連結営業利益が対前年比100%以上の水準に達したことを条件として、割当株式①の全部について、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は死亡その他正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社取締役を退任した場合には、対象取締役の退任につき、任期満了、死亡その他正当な事由がある場合には、上記(2)において定める業績条件を達成したことを条件に、当該退任の直後の時点(ただし、死亡による退任の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点)をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

上記①で定める当該退任した時点において保有する割当株式①の数に、第84回定時株主総会の開催日を含む月から当該退任日を含む月までの在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されない割当株式①の全部について、当然に無償で取得する。また、上記(2)において定める業績条件を達成できなかった場合には、当該直後の時点をもって、割当株式①の全部について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

割当株式①は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、割当株式①に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する割当株式①の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する割当株式①の数に、第84回定時株主総会の開催日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない割当株式①の全部を、当社は当然に無償で取得する。

【委任型執行役員】

(1) 譲渡制限期間

2023年7月28日～2053年7月27日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあること、かつ、第85期の連結営業利益が対前年比100%以上の水準に達したことを条件として、割当株式②の全部について、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象執行役員が定年又は死亡その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象執行役員が、当社取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合(当該退任又は退職後に嘱託社員、再雇用社員及び非正規社員となる場合を含む。以下、「退任等」という。)において、対象執行役員の退任等につき、定年又は死亡その他正当な事由がある場合には、上記(2)において定める業績条件を達成したことを条件に、退任等をした時点又は業績条件達成が確定した時点のいずれか遅い時点をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

上記①で定める当該退任等をした時点において有する割当株式②の数に、当該株式の交付を受けた日を含む月から対象執行役員の退任等の日を含む月までの在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超

える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は無償取得事由が生じた時点において、譲渡制限が解除されない割当株式②の全部について、当然に無償で取得する。また、上記(2)において定める業績条件を達成できなかった場合には、当該直後の時点をもって、割当株式②の全部について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

割当株式②は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、割当株式②に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する割当株式②の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する割当株式②の数に、株式を引き受けた日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で割った数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない割当株式②の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第85期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月28日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,324円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上